

規約

第1章 総則

第1条(名称)

クラブ名は、オレンジセオリーフィットネス町田(以下「本クラブ」と称します。

第2条(所在地)

本クラブは、東京都町田市森野1丁目19-20 地下1Fを所在地とします。

第3条(目的)

本クラブは、運動に対する正しい理解と関心を深めるとともに心身の健康の維持増進を図ることを目的とします。

第4条(運営・管理)

本クラブの運営・管理は、プラス株式会社(以下「会社」という)が行ないます。

第2章 会員

第5条(会員種別)

会員種別は、別途定めるものとします。会社が必要と認める時には新たな会員種別を設置及び、廃止することができます。

第6条(入会資格)

本クラブの会員は、本クラブの趣旨に賛同し本規約、細則その他会社の定める事項を確認した上、これらを遵守することを承諾した方で、次の各号の全てに該当する方とします。(1)満年齢16歳以上の方。(2)健康状態が本クラブの施設利用に支障のない方。(3)刺青のない方及び暴力団等に関わりを持たない方。本クラブがファッションタトゥーと認めた場合は、これに該当しない。(4)他の会員の施設利用に影響を与えず、その他会社が適当と認めた方。

第7条(会員資格の取得)

本クラブに入会を希望する方は、所定の入会申込手続きを行い、会社の承認を得た上で所定の入会登録料を会社に納入した時会員資格を取得することができます。

第8条(会費)

会員は、別に定める会費を施設の利用の有無を問わず、会社の定める方法にて、会社に納入しなければなりません。会費未納の場合は、当施設をご利用いただけません。

第9条(利用料)

(1)会社は、会員が月々の所定回数を越えて本クラブを利用する際、会社が別途定める利用料を徴収します。(2)会社は、会員が別途定める施設及びレンタル品を利用する場合には、別途利用料を徴収します。

第10条(会員ID)

(1)会社は、会員に対して会員IDを発行いたします。(2)会員は本クラブ利用予約に際して、会員IDにて所定のウェブサイトよりログインできます。(3)会員IDは、他に貸与できないものとします。(4)会員資格を喪失した場合は、自動的に会員IDは無効となります。

第11条(会員資格の譲渡等)

会員資格は会員本人限りとし、その会員資格を他に譲渡、相続及び名義変更することはできません。

第12条(休会)

休会を希望する場合は、本クラブ所定の期日までに手続きを行うものとします。また、休会期間中は会社所定の休会費を毎月支払うものとします。休会中の会員は、会社の定める休会期間経過後、休会延長手続きが無い場合、自動復帰となります。一回につき最長2か月、1年に二回まで休会ができます。

第13条(退会)

退会を希望する場合は、希望月の10日までに手続きを行うものとします。その際、会費等の未納金がある場合は、直ちにこれを精算するものとします。

第14条(除名等)

会社は、次の各号の一に該当する場合、会員資格の一定期間停止又は除名することができるものとします。(1)月会費等その他の支払を2ヶ月滞納したとき。(2)本規約、その他会社の定めた事項に反する行為があったとき。(3)会員IDを第三者に使用させる等不正を行ったとき。(4)施設内で物品販売、宣伝広告、政治活動、署名活動、個別指導の営利行為を行ったとき。(5)施設等を故意または重大な過失により破損したとき。(6)その他会員として相応しくない会社と認められたとき。

第15条(届出事項の変更等)

会員は、氏名、住所、連絡先及びその他入会申込書記載事項に変更が生じた場合には、速やかに会社に届け出るものとします。変更届の未提出による会社からの通知等の不備に関する一切の責任は会員が負うものとします。

第3章 ビジター

第16条(ビジター)

(1)会員以外では会社が適当と認めた方(以下「ビジター」という)は、営業時間内に本クラブの施設を予約の上利用することができます。(2)ビジターは本クラブ利用に際し、会社が定める利用料を支払うものとします。(3)ビジターは満年齢16歳以上の方に限ります。(4)会社が必要と認めた場合には、ビジターの入場を制限することが出来ます。(5)会員は、ビジターに対し、本規約、細則、その他会社が定める事項を、その責任において遵守させるものとします。

第4章 運営・管理

第17条(運営・管理)

(1)本クラブの運営・管理は会社の責任において行います。(2)会員は、会社の運営・管理について関与できません。(3)会社は施設の利用規定等、運営・管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができます。

第 18 条(規約等遵守の義務)

本クラブ利用者(以下「利用者」という)は、本規約及びその他会社が定める運営・管理に関する事項を遵守しなければなりません。

第 19 条(施設利用の制限)

- (1)会社は、特別事項、講習会開催、施設の改修、その他必要と認められた時、施設の全部または一部の利用を制限することができます。
- (2)会社は施設によって予約の扱いを必要とし、利用時間を制限することができます。
- (3)会社は次の各号の一に該当する方の利用を禁止するものとします。
 - ①刺青のある方、暴力団関係者及び本クラブが不適当と認める方。本クラブがファッションタトゥーと認めた場合は、これに該当しない。
 - ②伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
 - ③飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
 - ④妊娠中の方
 - ⑤医師等により運動を禁じられている方。
- (4)会社は、次の各号の一に該当する方の施設利用に際し、医師による診断書の提出を求めることができます。また、必要と認められた場合には、施設の利用を禁止するものとします。
 - ①現在治療中の方②現在投薬中の方③心疾患、高血圧症糖尿病、整形外科疾患等の既往歴のある方

第 20 条(責任事項)

- (1)利用者は、自己責任と負担においてクラブの施設を利用するものとします。
- (2)会社は、利用者が発生した傷害、盗難等の人的、物的事故並びに、既往歴の有無を問わず、利用者が発生した疾病その他一切の身心の症状について一切の責任を負わないこととします。
- (3)利用者が本クラブ内で会社または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとします。

第 5 章 インターネット予約サービス

第 21 条 (インターネット予約サービスの利用)

会員はインターネット予約サービス(以下、本サービス)を利用できます。

第 22 条 (インターネット予約サービスの内容)

- (1)本サービスでは、パソコン、スマートフォンから、受講予約、予約内容の確認/取り消し等ができます。本クラブは本サービスの内容の一部もしくは全部を停止・変更・中止する場合があります。
- (2)本クラブは、本サービスの提供を保証するものではなく、その一部又は全部の提供の停止、中止又は変更により会員が被ったいかなる不利益・損害について一切の責任を負いません。

第 23 条 (インターネット予約サービスの提供時間)

本サービスは、原則として年中無休でご利用いただけます。

ただし、メンテナンス作業等会社が中断又は停止が必要と判断した場合、会社は本サービスの提供を中断又は停止することがあります。本クラブは本サービスを年中無休で提供することを保証するものではなく、本サービスの中断又は停止により会員が被ったいかなる不利益・損害について一切の責任を負いません。

第 24 条 (ID、パスワードの管理) 会員は、自らの責任に

ついて ID 及びパスワードを管理するものとします。会員の ID 及びパスワードを用いてなされた一切の本サービス利用行為は、当該会員本人によって行われたものとみなします。

第 25 条 (利用設備) 会員は、自らの責任と負担において本

サービスを利用できる適切な利用環境(機器・ソフトウェア等を用意するものとします。第 26 条 (不保証) 本クラブは、本サービスの提供に万全を期しており、本サービスに不具合、不備、ウィルス等の瑕疵が発見された場合には本クラブの相当と認める措置をとりますが、本クラブは、本サービスの提供にあたり本サービスに瑕疵が存在しないことを保証するものではありません。

第 6 章 その他 第 27 条(料金の改定) 会社は、経済情勢の変化

、その他の事由により、入会登録手数料、会費等の料金を随時改定できるものとします。第 28 条(細則等) 本規約に定めのない事項並びに運営上必要な事項は、別途細則等で会社が定めるものとします。

第 29 条(閉鎖) 会社は次の場合、本クラブを閉鎖することが

- できます。この場合、すべての会員は退会とし、何等の異議申立をすることは出来ません。また、会社は会員に対し、特別の補償は行わないものとします。
- (1)法令の制定改廃または行政指導により営業が不可能になったとき。
 - (2)災害その他により施設の被害が大きく、営業が不可能になったとき。
 - (3)著しい社会情勢の変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

第 30 条(改訂) 会社は、本規約を必要に応じて改訂すること

ができるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第 31 条 (その他) 本規約に定めなき事項並びに業務運営上

必要な事項は、会社がこれを定めるものとします。

第 32 条(施行)

本規約は、2020 年 7 月 10 日より施行いたします。